

令和7年度

船橋市下水道事業会計予算

議案第10号

令和7年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内人口	613,782人
(2)	年間有収水量	54,988,399 ^m
(3)	主要な建設改良事業	
	管渠整備事業	6,470,915千円
	処理場整備事業	2,519,585千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	18,193,885千円	
第1項	営業収益	11,975,263千円	
第2項	営業外収益	6,218,522千円	
第3項	特別利益	100千円	
		支	出
第1款	下水道事業費用	18,063,345千円	
第1項	営業費用	16,394,872千円	
第2項	営業外費用	1,618,373千円	
第3項	特別損失	100千円	
第4項	予備費	50,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,906,067千円は、減債積立金457,627千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額270,000千円及び当年度分損益勘定留保資金6,178,440千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	14,791,189千円
第1項	企 業 債	9,178,600千円
第2項	出 資 金	1,399,105千円
第3項	補 助 金	3,552,950千円
第4項	負 担 金	648,315千円
第5項	貸 付 金 償 還 金	12,119千円
第6項	そ の 他 資 本 的 収 入	100千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	21,697,256千円
第1項	建 設 改 良 費	11,036,409千円
第2項	企 業 債 償 還 金	10,590,907千円
第3項	貸 付 金	19,940千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	都 疎 浜 ポ ン プ 場 更 新 事 業 (1 期 工 事)	732,000	令和7年度	195,000
				令和8年度	113,000
				令和9年度	424,000
		宮 本 ポ ン プ 場 自 家 発 電 設 備 更 新 事 業	1,635,000	令和7年度	500,000
				令和8年度	350,000
				令和9年度	785,000
		西 浦 下 水 処 理 場 合 流 沈 砂 池 ポ ン プ 棟 電 気 設 備 更 新 事 業	2,560,000	令和7年度	500,000
				令和8年度	280,000
				令和9年度	1,780,000
		高 瀬 下 水 処 理 場 沈 砂 池 ポ ン プ 棟 耐 震 補 強 事 業	432,500	令和7年度	146,400
				令和8年度	286,100

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
西 浦 下 水 処 理 場 運 転 管 理 業 務 委 託 料	令和7年度～令和10年度	921,118
水 道 料 金 シ ス テ ム 改 修 等 負 担 金	令和7年度～令和11年度	94,244
受 益 者 負 担 金 シ ス テ ム 運 用 管 理 業 務 委 託 料	令和7年度～令和8年度	3,163
下 水 道 事 業 ウ ォ ー タ ー P P P 事 業 者 選 定 支 援 業 務 委 託 料	令和7年度～令和9年度	100,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下 水 道 事 業	9,178,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

818,326千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、622,358千円である。

令和7年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹